

●第5回広島市都市計画審議会(H13 年 6 月 27 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
道路の変更の意見照会について (広島県決定)	1・4・003号 府中仁保道路	指定都市高速道路として大量交通をネットワーク全体で円滑に処理し、高速性が確保されるように、インターチェンジの構造等を見直したことに伴い、区域の変更を行う。
道路の変更について (広島市決定)	(1)3・2・338 号 矢賀大州線 (2)3・6・339 号 東雲線	(1)3・2・338 号 矢賀大州線 府中仁保道路の本線料金所が廃止され、通常の幅員に変更されることにより、本路線の区域の一部が不要となったため、一部区域の削除を行う。また、駅前大州線との交差点において、府中仁保道路のオフランプを利用する交通の安全性および円滑性を確保するため、本路線の交通処理計画を見直し、一部区域の追加を行う。 さらに、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決する。 【車線数の決定】 4 車線 (2)3・6・339 号 東雲線 府中仁保道路を指定都市高速道路として整備することになったことより、東雲インターチェンジの構造の見直しを行った結果、当該インターチェンジの接続道路である本路線との接続位置が変更となったため、起点位置を変更し、一部区域を削除する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決する。 【延長】 約 200m→約 180m 【車線数の決定】 2 車線
道路の変更について (広島市決定)	3・4・005 号 矢賀間所線	本路線沿道から発生する交通の処理方法を見直し、副道の一部区間が不要となったため、一部区域を削除する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決する。

		【車線数の決定】 4 車線
緑地の変更について (広島市決定)	8 号 西部河岸緑地	憩いの場としての緑地を拡充するため、河川護岸の整備が完了した河川敷の形状に合わせて、河岸緑地の区域の変更を行う。
広場の変更について (広島市決定)	1 号 祇園運動広場	近年のスポーツ・リクリエーション活動の動向を踏まえ利用計画を見直したことにより、一部区域を追加し、隣接する市道の改良計画が確定し整合を図ることにしたことより、一部区域を削除する。また、住居表示の変更に伴う位置表示の変更を行う。 【位置】 広島市祇園町大字南下安字下川手→広島市安佐南区祇園一丁目
第一種市街地再開発事業の決定について (広島市決定)	大手町四丁目 1 番地区第一種市街地再開発事業	当地区は、都心として高次都市機能の集積を促進し、魅力ある都市空間の形成を図る地区に位置づけられており、本地区に通信施設・事務所・店舗・公益施設・駐車場などの業務機能を有する複合施設を整備し、土地の有効利用と計画的な市街地の整備を図るため、本事業を決定する。 【面積】 約 0.7ha
高度利用地区の変更について (広島市決定)	大手町四丁目 1 番第一地区・第二地区	当地区は、都心として高次都市機能の集積を促進し、魅力ある都市空間の形成を図る地区に位置づけられており、土地の合理的かつ健全な高度利用およびオープンスペースの確保によって良好な市街地環境を形成するため、本地区を追加するものである。 【当地区面積】 約 0.7ha